

天龍

広報

第 196 号

2020年4月23日

私たちの村

— 4月1日現在 —

人口 1,233 人

男 581 人 女 652 人

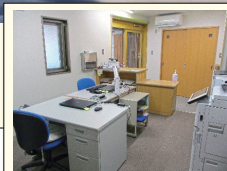
世帯数 687 世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 斎藤印刷所



①外観

* 村産材で囲まれた外観の表向きが変わりました！



南支所

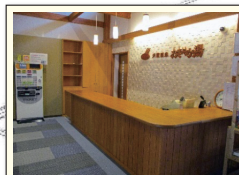
* 南支所の整備を行いました！



温泉休憩室

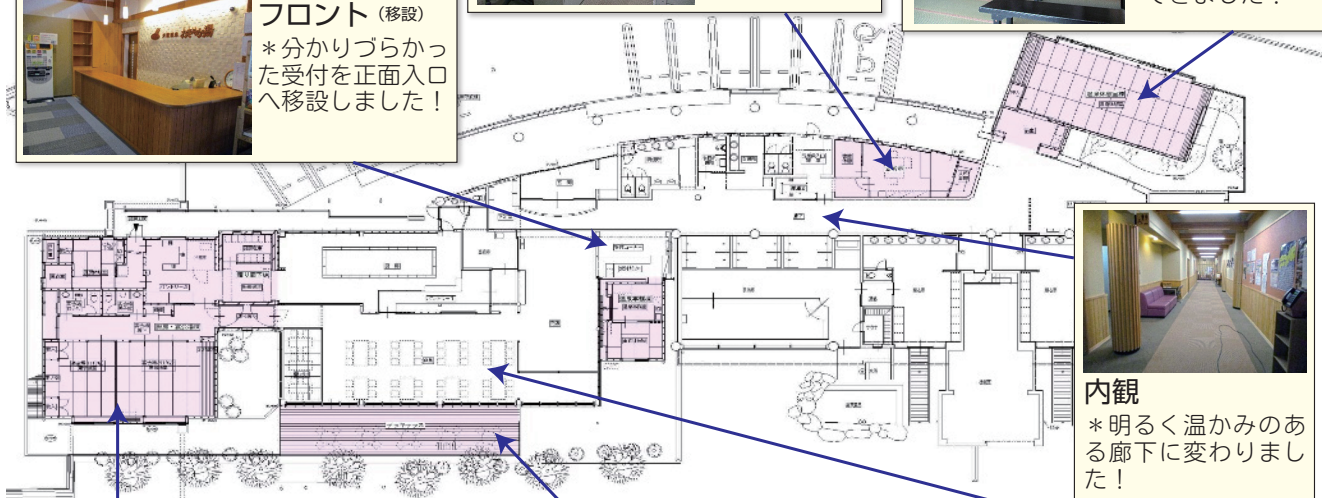
(増設)

* 癒しの空間、待望の休憩処ができました！



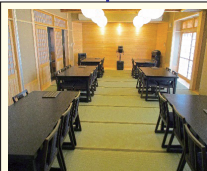
フロント (移設)

* 分かりづらかった受付を正面入口へ移設しました！



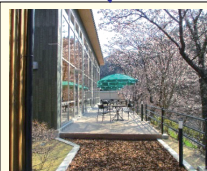
内観

* 明るく温かみのある廊下になりました！



宴会場 (増設)

* 宴会専用の部屋ができました！会議等、多目的使用が可能です！



デッキテラス (増設)

* 四季を感じながらゆったりとした時をお過ごしください！



レストラン湯とり

* 食事処も落ち着いた空間に生まれ変わりました！

※なお、新型コロナウイルスの影響によりオープン直後から臨時休業となりお詫び申し上げます。

施設の機能・利便性の改善を図るため、2年の歳月を経て「村民の憩いの場として、また村の拠点観光施設として村民に支援され利用しやすい施設整備」を基軸に増改築整備を進めて参りました。今年3月末に工事を終え、4月3日にオープンの運びとなりました。この間、利用者みなさんには「おきよめの湯」を今後ともご愛顧いただくとともに、多くの方のご来館を心よりお待ちしております。

4月3日(金)、午前10時におきよめの湯がリニューアルオープンしました。当日は、おきよめ観光協議会のみなさんから来館者へお餅が配布され、また館内では各種のサービスが行われました。

議会だより 第1回 定例議会

第1回定例会は、3月5日(木)に開会し、19日(木)までの15日間の会期で行われ、左記の議案について、原案どおり可決されました。

可決された案件

○特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、昨年の10月に長野県の最低賃金が引き上げられたことに伴い、非常勤の特別職について報酬の改正をしたものです。

○国民健康保険条例の一部を改正する条例について

内容は、国民健康保険被保険者の葬祭費について改正をしたものです。

○村営バス条例の一部を改正する条例について

内容は、おきよめの湯を利用するために村営バスに乗車した場合の減免内容を明確にするための改正をしたものです。

○天龍村印鑑の登録及び証

明に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国が定める「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことを受け、改正内容に併せて村の条例を改正したものです。

○天龍村職員定数条例の一部を改正する条例について

内容は、育児休業を取得する職員に対し、安心して育児を取得し職場に復帰できる環境を整える改正をしたものです。

○災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、昨年内閣府より公布された「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一

部を改正する政令」が施行されたことを受け、改正内容に併せて村の条例を改正したものです。

○職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

内容は、人事院規則の改正内容を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じる必要があることを受け、改正内容に併せて村の条例を改正したものです。

○天龍村学校職員の給与に関する条例の制定について

内容は、村費支弁教員に対し、長野県の常勤である講師に限りなく近づけた給与を給付することに、必要な条例の制定をしたものです。

○天龍村過疎地域自立促進計画の一部変更について

内容は、民設光ケーブル整備事業負担金、村道大久那線舗装工事、住宅建設事業用地造成、天龍小学校体育館耐力度調査などの追加及びその他事業の内容変更などをしたものです。

○向方辺地に係る総合整備計画の一部変更について

内容は、旧向方小学校体育館改修工事、村道大久那線舗装工事などの追加及び村道梨畑線、笠井島線の拡幅改良工事などに係る事業費の変更をしたものです。

○令和2年度天龍村議会事業計画について

内容は、令和2年度の議会事業計画を定めたものです。

同意された案件

○天龍村固定資産評価審査委員の選任について

固定資産評価審査委員(3名・任期3年)の内、令和2年3月31日に任期満了となる宮澤盛孝氏(中井待区)の再任が同意されました。

請願・陳情・要請

○医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情

審議の結果、採択され、関係大臣等へ意見書を送付しました。

予算

○令和元年度天龍村一般会計補正予算(第5号)

○令和元年度天龍村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○令和元年度天龍村営水道特別会計補正予算(第4号)

○令和元年度天龍村介護保険特別会計補正予算(第4号)

○令和元年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

○令和2年度天龍村一般会計予算

○令和2年度天龍村国民健康保険特別会計予算

○令和2年度天龍村営水道特別会計予算

○令和2年度天龍村営下水道事業特別会計予算

○令和2年度天龍村介護保険特別会計予算

○令和2年度天龍村後期高齢者医療保険特別会計予算

一般質問

○後藤知久議員
一、村における移住・定住

促進計画について

二、高齢者の皆さんの支援活動について

○熊谷美沙子議員

一、感染症対策等による学級（学校）閉鎖の基準について

二、天龍グローバル教育プロジェクトについて

三、森林環境譲与税の今後の活用について

四、天龍村特産のお茶について

○今村久雄議員

一、「各検討委員会の進捗を村民に公開する」事について

二、教育の在り方検討委員会答申の位置づけについて

三、神原地区を中心とした通信環境（W i - F i）の整備について

○村松克一議員

一、地区、地域ごとの自治計画について



令和元年度 補 正 予 算

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般（第5号）	25億9,416万円	△1,493万円	25億7,923万円
国民健康保険（第4号）	1億5,973万円	10万円	1億5,983万円
村 営 水 道（第4号）	7,569万円	27万円	7,596万円
介 護 保 険（第4号）	3億616万円	499万円	3億1,115万円
後 期 高 齢（第1号）	2,878万円	155万円	3,033万円

令和2年度村議会議員報酬及び村特別職給料

天龍村特別職報酬等審議会は、村長からの諮問を受けて、2月4日（火）に審議会を開催し、2月13日（木）に、令和2年度の村議会議員報酬月額及び村特別職三役給料月額について、松下清治会長から村長に対し、答申書が提出されました。

答申の主な内容は次のとおりです。

村議会議員報酬月額

村長から議員のなり手不足解消に向けた改正案として報酬月額を3％引き上げる諮問がされたが、審議の中で、議員活動が見えにくいとの意見が大半を占め、平成29年度と平成30年度に回復をしていることを踏まえた上で、一層、村民に伝わる議員活動に尽力してもらふことで、現状の報酬月額に据え置くことが妥当であるとされた。

村特別職給料月額

村長から職員の不適切な事務により、村民をはじめ

とする関係者に多大な迷惑と不信感を与えたとして、村三役の給料月額は現状維持とし、審議会の判断によるものとして白紙諮問がされた。審議の中で、村長においては、職員の不適切な

事務が発生したが、就任以降における積極的な国・県への要望活動や村民の意見を反映した施策における業績を評価するとし、61万3千円に回復することが妥当であるとされた。

○令和2年度村議会議員報酬月額

議 長： 231,000円（前年度と同額）
副議長： 159,000円（ 〃 ）
常任委員長： 149,000円（ 〃 ）
議 員： 140,000円（ 〃 ）

○令和2年度村特別職給料月額

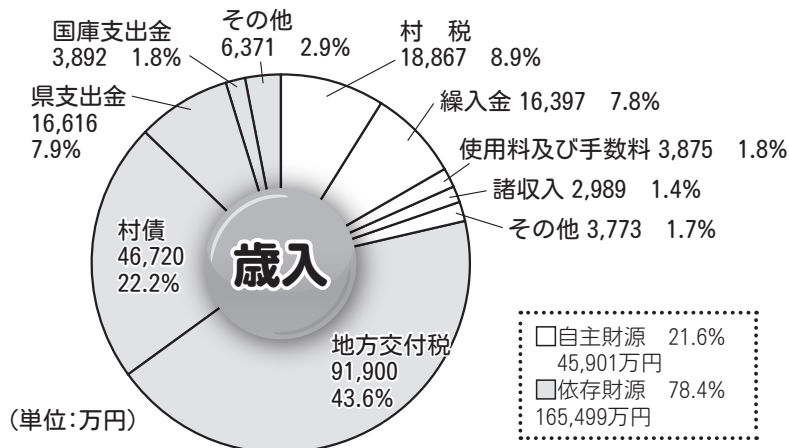
村 長： 600,000円（前年度と同額）
副村長： 520,000円（ 〃 ）
教育長： 460,000円（ 〃 ）

令和2年度一般会計当初予算

前年比8.1%減の21億1,400万円

令和2年度の一般会計及び特別会計の当初予算が3月定例議会で承認されました。

一般会計では、歳入・歳出総額が21億1,400万円となり、前年度比8.1%減となりました。



特別会計

国民健康保険	1億5,187万円
村営水道	6,433万円
村営下水道事業	4,831万円
介護保険	2億6,797万円
後期高齢者医療保険	3,327万円

歳出項目	予算額	前年差	前年比	歳入についての説明
村税	1億8,867万円	△25万円	99.9%	みなさんから村に納めていただく税金の総額です。
地方交付税	9億1,900万円	1,000万円	101.1%	国に納められた税の再分配や、過去に借り入れた起債(借金)の償還金に対する補てんも含まれています。
国・県支出金	2億508万円	△3,340万円	86.0%	定められた事業に対し、国や県から交付される補助金や委託金です。
繰入金	1億6,397万円	569万円	103.6%	今まで積み立てていた基金(貯金)をさまざまな目的のために取り崩し、一般会計に繰り入れます。おもに村の借金の繰上償還(返済)に活用します。
村債	4億6,720万円	△1億8,350万円	71.8%	道路整備などの財源として国から借り入れる借金です。ただしのに国から交付税措置が受けられる起債(辺地・過疎対策事業債)など村の財政面で有利なものを借り入れます。

令和2年度のおもな事業

おもな事業名	事業費	事業内容
【新】村営バス車両購入費	362万円	長距離走行となっている村営バスを新規の車両に更新します。
【新】サポカー補助金	10万円	満65歳以上の方に対して、サポート車の購入及び抑制装置の後付け費用を補助します。
【新】光整備負担金	3,300万円	村内全域を光ケーブル化に更新するためのNTTへの負担金です。
【新】天龍村長選挙費	232万円	11月10日に任期満了をむかえる天龍村長選挙にかかる費用です。
タクシー券「クオッシー」使用料	702万円	指定範囲内で利用されたタクシー料金の75%を村で負担します。
老人福祉医療	1,331万円	75歳以上を対象に自己負担額の6割を給付します。
【新】東京五輪木材提供記念品製作業務委託料	439万円	村の木材を使った記念品を村内全戸へを配布します。
林道改良事業	7,542万円	向方線、小河内川線、虫川新野峠線の改良にかかる費用です。
有害鳥獣駆除等補助金	545万円	シカ、イノシシ、サルなどの有害鳥獣駆除に対する補助金を交付します。
【新】龍泉閣設備改修工事	894万円	龍泉閣2階照明及びボイラーの取替工事にかかる費用です。
村道改良事業	1億5,598万円	主に峠山線、梨畑線、長野大井戸線、大久那線、天竜川線、万城線の改良にかかる費用です。
【新】橋梁修繕工事	3,800万円	老朽化した4橋の補修工事にかかる費用です。
【新】消防自動車購入費	1,010万円	長野町詰所に配置している消防ポンプ自動車を箱型の消防積載車両へ更新します。
防災行政無線同報系デジタル化工事	1億4,196万円	防災行政無線の同報系のデジタル化にかかる費用です。
【新】旧向方小学校体育館本体屋根等改修工事	3,630万円	旧向方小学校体育館の本体屋根、外壁、硝子シーリングなどの改修工事を実施します。
児童生徒給食費援助費	192万円	天龍小・中学校に通う、児童・生徒の給食費を全額補助します。
高校生通学費補助事業	82万円	高校生の電車通学定期券購入に対し6ヶ月定期券購入費の50%を補助します。
補助事業林道災害復旧工事	3,960万円	平成30年度に発生した災害の復旧にかかる費用です(林道虫川新野峠線)。

歳 出

【性質別経費】

※性質別経費とは、村の経費をその経済的性質を基準として主に以下にある分類にわけたものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
人件費	4億3,931万円	8,689万円	124.7%	議会議員・特別職・一般職員・会計年度任用職員等の報酬・給与・手当です。(会計年度任用職員制度開始によって、これまでの臨時職員等の報酬・給与・手当が人件費に計上されたことなどによる増)
物件費	2億7,406万円	△1億1,251万円	70.9%	消耗品や燃料、電話料、郵便料、備品購入費、各種委託料などです。(会計年度任用職員制度開始によって、これまでの臨時職員等の報酬・給与・手当が人件費に計上されたことなどによる減)
扶助費	1億936万円	121万円	101.1%	法に基づき、児童、生徒、障がい者、高齢者に対して支払われる医療費給付などです。
補助費等	2億5,593万円	4,896万円	123.7%	建物や自動車の保険料、広域連合など他団体に対する負担金や補助金・交付金です。(光整備負担金などによる増)
普通建設事業費	5億3,132万円	△1億7,597万円	75.1%	道路改良やその他の工事費、国、県の建設事業に対する負担金です。(防災行政無線同報系デジタル化工事などによる減)
繰出金	1億810万円	△58万円	99.5%	一般会計から国保や水道・下水、介護保険などの特別会計へ支出されるものです。

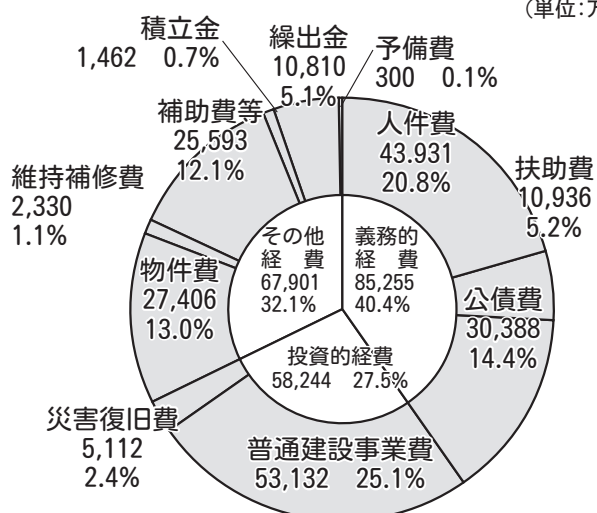
【目的別経費】

※目的別経費とは、経費を行政目的毎に分類したものです。

歳出項目	予算額	前年差	前年比	おもな歳出の手当、費用の説明
総務費	3億5,101万円	4,719万円	115.5%	おもに村の基本的な行財政の運営のための経費です。(光整備負担金などによる増)
民生費	3億2,161万円	△394万円	98.8%	福祉など住民生活のための経費です。
農林水産業費	2億327万円	1,676万円	109.0%	農林業に関する経費です。(林道小河内川線改良事業などによる増)
土木費	2億7,396万円	△3,757万円	87.9%	村道整備や住宅などに関する経費です。(村道小学校下線橋梁架設工事などによる減)
消防費	2億486万円	△2億3,466万円	46.6%	消防や火災予防などの災害対策のための経費です。(防災行政無線同報系デジタル化工事などによる減)
教育費	1億8,251万円	4,206万円	129.9%	小・中学校や社会教育などに関する経費です。(旧向方小学校体育館本体屋根等改修工事などによる増)
公債費	3億388万円	△242万円	99.2%	国などから借り入れた村債の返済金です。今年度も将来の負担を軽減するため、繰上償還を行います。

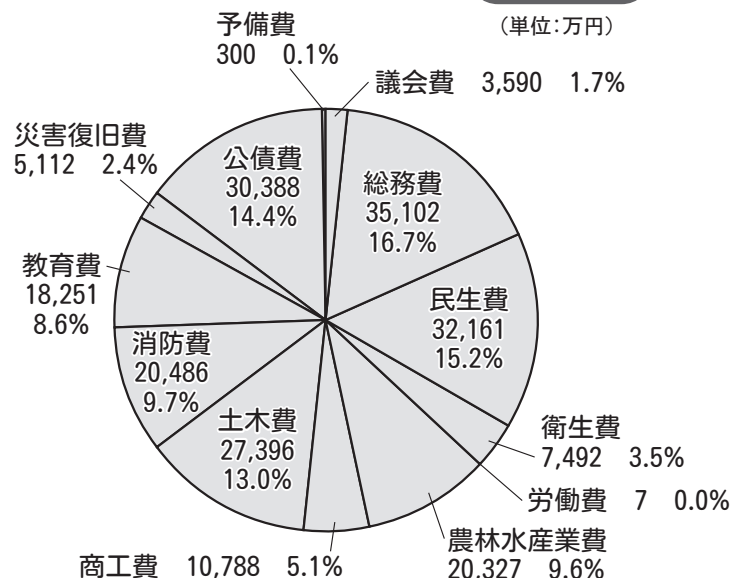
性 質 別

(単位:万円)

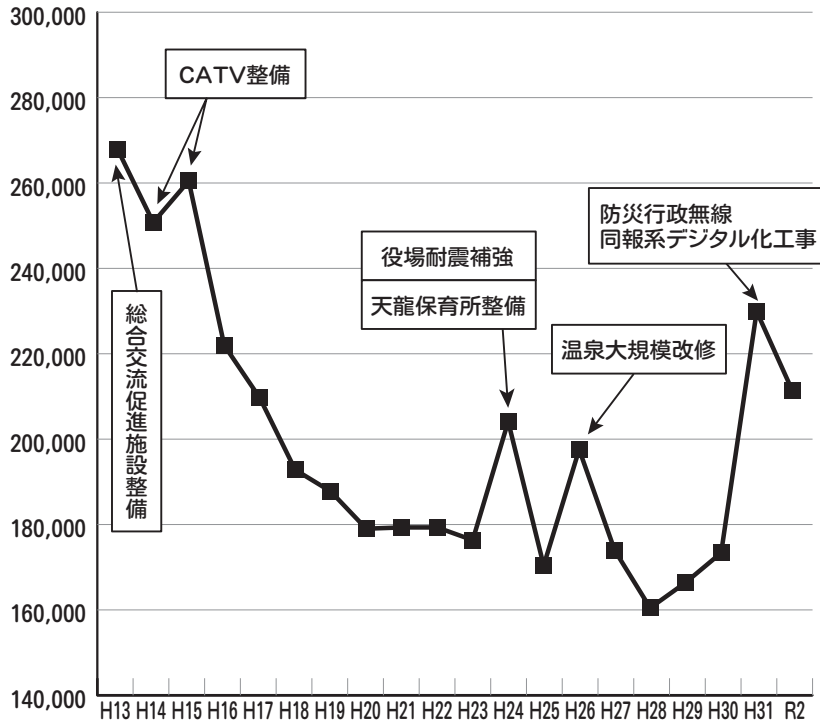


目 的 別

(単位:万円)



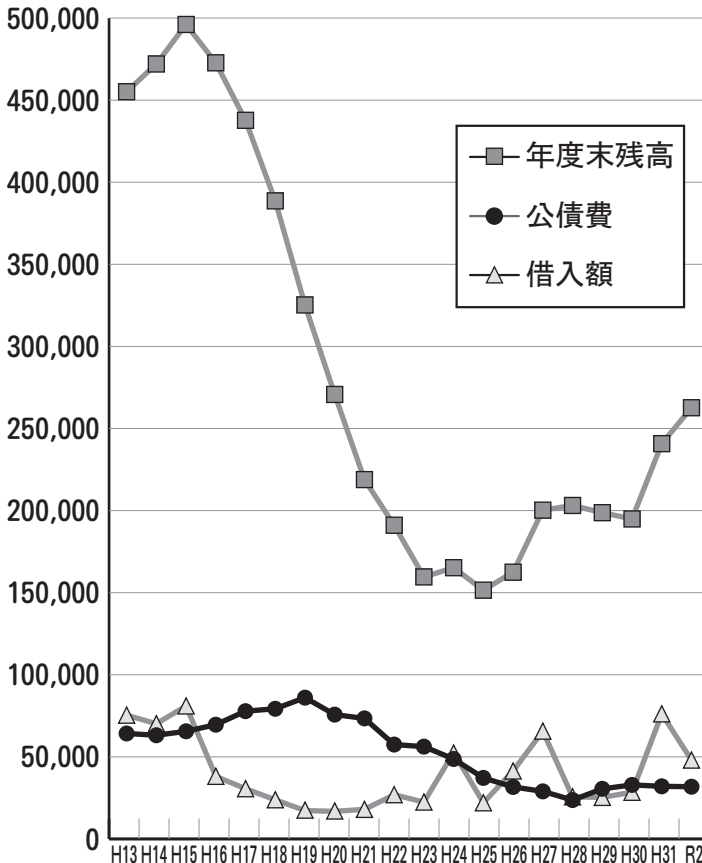
(単位:万円)



直近20年の当初予算額推移

直近20年間の村債借入額等推移

(単位:万円)



※H30年度までは実績、H31は決算見込み、R2は当初予算で算出。

故金田今朝文氏 に叙位

本年1月7日に亡くなられました、中央区の故金田今朝文氏に、位記（正六位）が授与され、3月18日（水）に天龍村長より伝達されました。

故金田氏は、昭和52年5月から平成21年4月まで天龍村議会議員を務められ、在職中の昭和62年5月から平成3年4月と平成11年5月から平成15年4月の8年間は、議長を歴任するなど、8期32年の永きにわたり、地方自治の発展に尽力された功績が認められ、今回の受章となりました。



村長より伝達された故 金田今朝文さん叙位

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金事業を活用し、昨年度は村道天竜川線法面防災工事、村道尾美の沢線他舗装工事、ミニホイールローダ（除雪車）整備事業、保育所運営事業の4事業を実施しました。

この交付金はダムなどの発電施設のある市町村へ交付され、天龍村には約3千万円が毎年交付されています。

令和元年度事業概要

① 村道天竜川線 法面防災工事

平成30年10月に発生した



村道天竜川線法面防災工事

台風24号被害で、地山が大きく崩落した箇所へ吹付工事を実施し、鶯巣宇連地区への唯一の路線として安全性の向上を図りました。



村道尾美の沢線他舗装工事

② 村道尾美の沢線他 舗装工事

老朽化した舗装の打替工事により、大河内区の耕作地・こぶしの郷方面への安全な通行ができるようになりました。



ミニホイールローダ整備事業

③ ミニホイールローダ 整備事業

今回、ミニホイールローダを除雪作業の遅延が発生しやすい集落へ配備し、有資格者に除雪作業を実施していただく事で早期の道路安全確保が図られました。また、大規模災害などの有事の際にも活用できるような検討を進めて行きます。

④ 保育所運営事業 保育所職員の人件費

保育士3名分の人件費（8ヶ月分）の確保により、地域格差のない質の高いサービスを提供することができました。

今後も継続して保育環境の充実を図っていきます。

ふるさと寄附金 ありがとうございます

ありがとうございます

広報天龍第195号（1月発行）で公表後、3月31日現在で寄附をいただいたみなさんは次の通りです。

- 黒澤 浩樹様 ● 松岡 綾乃様
- 荒井 好範様 ● 鈴木 ちさ様
- 網谷 克敏様 ● 村田 憲司様
- 遠山 英克様 ●
- 板谷 健太郎様

本人の希望により氏名を公表できない方がいます。今回は80名の方から寄附をいただきました。ありがとうございます。

天龍村ふるさと寄附金は、村のホームページのほか、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からも申込みができます。決済方法は金融機関からの振込みのほか、クレジットカードでも可能です。なお、電話、ファックス、役場窓口でも承っています。

◎ ふるさとチョイス
http://www.furusato-tax.jp/



統一的な基準による平成30年度天龍村の財務書類を公表します

地方公共団体の会計制度は1年間の現金の出入りを単純・明確に表現するために優れた会計です。しかし資産や将来の負担などについての全体像は把握できません。そのため公会計制度では、現金の収支だけにとられない発生主義の考え方に基づき、資産や負債の状況を示し、あわせて関係する団体との連結を行なうことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報開示します。

財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表により構成されます。

天龍村では従来、「総務省方式改訂モデル」により作成してきましたが、平成28年度決算より国から示された「統一的な基準」により作成しました。これにより、自治体同士を比較することが可能となりました。

なお、財務書類は一般会計、全体会計（一般会計＋特別会計（国保、水道、下水道、介護、後期高齢者））、連結（全体会計＋第3セクター、広域連合、一部事務組合）の3種類を作成しています。

この疑問は、この「財務諸表」を見れば分かります

次世代に引き継ぐ資産は？
次世代が負担する借金残高は？



貸借対照表

経常的な行政サービスにかかったコストは？
受益者負担金でどれほどコストが賄われたか？



行政コスト計算書

経常的な行政活動や公共施設整備の財源は？
年間での資金の変動は？



資金収支計算書

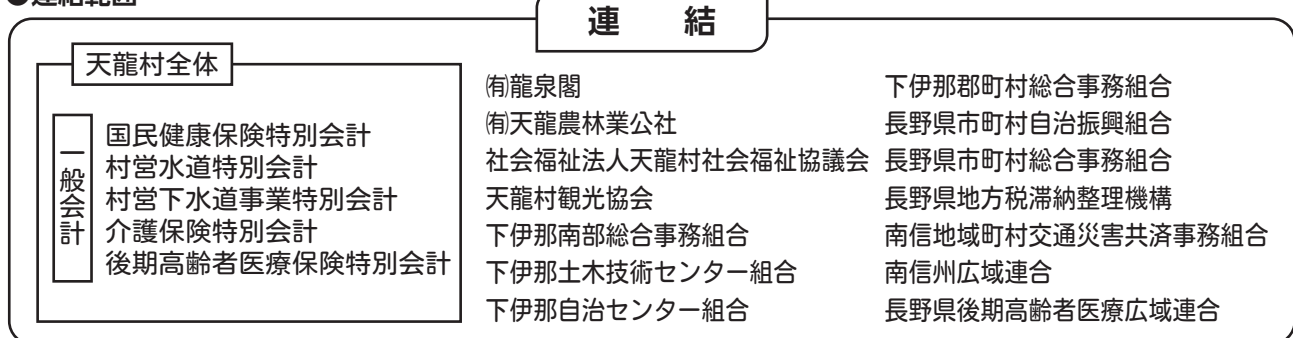
資産がどのように変動したか？
資産はどのような財源で形成されたか？



純資産変動計算書

連結の財務諸表

●連結範囲



●連結貸借対照表

保有している資産と債務を対照表示した一覧表です。これまでに213億4,656万円の資産を形成してきました。そのうち、純資産である180億6,425万円は過去および現世代の負担で既に支払いが済んでおり、負債である32億8,231万円は将来の世代が負担していくことになります。

平成31年3月31日現在

資産 213億4,656万円	負債 32億8,231万円
【これまでに形成された資産】	【将来世代の負担】
①固定資産（学校、道路など） …192億2,084万円	①固定負債（地方債など） 28億6,065万円
②流動資産（基金、現金など） …21億2,572万円	②流動負債 4億2,166万円
（うち現金預金） 1億7,467万円	純資産 180億6,425万円
	【過去および現世代の負担】

一般会計等の財務諸表

- これまでに形成された資産 …………… 188億7,394万円
 ○将来世代が負担する債務 …………… 25億4,859万円
 ○過去及び現世代の負担済み額 …………… 163億2,535万円
 ○行政サービスにかかったコスト …………… 19億6,822万円
 ○次年度への繰越金 …………… 5,868万円

●資金収支計算書

1年間の資金の増減を性質別に表しています。
 資金は、1年間で14万円増加し、期末残高が
 5,868万円になりました。
 業務活動収支の黒字でその他収支の赤字を賄っ
 ています。

当期収支	14万円
【内訳】	
① 業務活動収支	4億1,806万円
② 投資活動収支	△3億7,266万円
③ 財務活動収支	△4,526万円
前年度末資金残高	5,256万円
本年度末歳計外現金残高	598万円
本年度末現金預金残高	5,868万円

●貸借対照表

保有している資産と債務を対照表示した一覧表
 です。

村では188億7,394万円の資産を形成してきまし
 た。

そのうち、純資産である163億2,535万円は過去
 および現世代の負担で既に支払いが済みであり、
 負債である25億4,859万円は将来の世代が負担
 していくことになります。

平成31年3月31日現在

資産 188億7,394万円	負債 25億4,859万円
【これまでに形成された資産】	【将来世代の負担】
①固定資産（学校、道路など）	①固定負債 22億1,708万円
…170億1,211万円	②流動負債 3億3,151万円
②流動資産（基金、現金など）	
…18億6,183万円	純資産 163億2,535万円
（うち現金預金） 5,868万円	【過去および現世代の負担】

●行政コスト計算書

1年間の行政サービスにかかったコストと財源
 を表しています。

平成30年度の経常費用は20億8,012万円です。
 経常費用から使用料や負担金などの経常収益1
 億599万円を差し引きし、臨時損失と臨時利益
 を含めた純行政コストは19億6,822万円となっ
 ています。

●経常費用 …………… 20億8,012万円
①業務費用（人件費、物件費など） …………… 16億3,691万円
①移転費用（社会保障給付など） …………… 4億4,321万円
●経常収益 …………… 1億599万円
①使用料など …………… 3,454万円
①その他 …………… 7,145万円
●臨時損失 …………… 596万円
●臨時利益 …………… 1,187万円
●純行政コスト …………… △19億6,822万円
（村税などの一般財源）

平成30年 4 月 1 日～平成31年 3 月31日

●純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の1年間の変動額を表して
 います。

純資産は、1年間で3億957万円減少し、期末残
 高が163億2,535万円になりました。

村税などの経常的な一般財源が純行政コストを
 下回っているため純資産が減少（将来世代の負
 担が増加）しました。

前年度末純資産残高	166億3,492万円
本年度純資産変動額	△3億957万円
【内訳】	
① 純行政コスト	△19億6,822万円
② 財源（村税、補助金など）	16億5,223万円
③ 無償所管換等	642万円
本年度末純資産残高	163億2,535万円

天龍村 小中学校のあり方・総合体育施設建設 検討委員会について(第5回 1月17日実施)

第2回目の検討委員会において、現在の小学校に施設一体型の小中併設校を作ることを確認しました。形態については、普通に併設校の他に、小中一貫校や義務教育学校もある事から、県義務教育課と南信教育事務所から先生をお迎えして、ご指導をいただきました。その違いを図1でご確認ください。

次回については、村費教職員の確保の難しさがさらにその負担感を増幅させています。私たちは子供たちにとっても、教職員にとっても安心で安全な学校であることを第一に、魅力ある学校づくりに臨みたいと考えています。

次回の委員会でご意見をいただき、答申に向けたまじめに移ります。

(平松和子副委員長)

中1ギャップと言われる、小学校から中学校への環境変化に対応が難しく、不登校になってしまったり、生徒数の多い中、授業進度からドロップアウトする事のない様、9年間を通じた教育課程を構成し、系統的な教育を目指したり、教員が学年やクラスを越えて子供と関わるなど、既に日常的に天龍でされている教育も多くあります。また、地域との連携による相互効果についても、同様のことが言えます。

課題としては、教職員の負担感の高さで、南信地域

(図1)	小中併設校または小中一貫校	義務教育学校
修業年限	小学校6年 中学校3年	9年(前期課程6年+後期課程3年)
組 織	小・中それぞれに、校長、教職員組織小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	1人の校長、1つの教職員組織
教育課程	9年間の教育目標の設定(小中一貫校) 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
免 許	所属する学校の免許状があればよい	小・中両方の免許状を併有を原則
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	

新型コロナウイルス感染症対策の感染症対策のための天龍村立小中学校の休校措置について

(ご理解とご協力の御礼)

天龍村教育委員会
教育長 竹田 順次

日頃は教育行政に対し、ご理解ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、この度の休校措置に至る経過と対応につきましては、令和2年2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より新型コロナウイルス対策に関し全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休校を行うよう要請されました。これを受けて、長野県教育委員会教育長から検討の通知がありました。

当村においては、これらの要請を受けて、天龍村立の小学校及び中学校は、令和2年3月2日の午後から16日までを臨時休校としました。3月2日の午前中と3月17日の卒業式は臨時的登校として対応をしたところであります。この間の各学校の対応は、次のとおりの内容で対応いただきました。

小学校では、特別な事情がある児童については学校との相談により、感染防止の措置をして受け入れるとしましたが、保護者のみなさんのご配慮で受け入れはありませんでした。

平日の2日に1回、担任の先生からご家庭の電話をさせていただき、休校中の児童の健康面、生活面、学習面などの様子や、心配なことなど、各家庭の連絡時間帯を調整し短時間でお話をさせていただきました。

また、訪問日を決め、各家庭の郵便受けでの学級関係や諸連絡の通知、宿題などを配布や回収物を受け取りの対応をしていただきました。

中学校では、入試に向けた対応があるので、学校の判断により、受け入れをしました。その他に、その他特別な事情がある生徒については受け入れました。また、受け入れした場合は、小学校と同様に、感染防止のための検温、換気、咳エチケット、手洗い手指消毒の励行を対応したところです。受け入れ生徒は受験生2名と特別な事情の生徒1名の受け入れでした。

電話連絡は、担任の先生が中心に平日は毎日行い、健康状況や学習の進捗を確認しました。また、家庭訪問は原則として2日に1回行い、2人の先生が健康視察及び家庭学習内容を確認し、学校からの通知を配布しました。

各家庭には毎朝検温と問診を行い、その結果を健康カードに記入していただきました。地域のみなさんと連携したハンガープロジェクトなど校外行事や活動についても見合わせをしたところであります。

児童生徒(中学卒業生を除く)のみなさんには、教育課程に関わって、未指導の学習内容があるという実態がありますので、各学校長に各学年に応じて柔軟な配慮を検討して、対処していきたいと思っております。

初めての長期にわたる休校措置などの対応でしたが、保護者のみなさんや学校教職員をはじめ多くの学校に関わるみなさん、地域のみなさんのご理解とご協力があり対処していただきました。ありがとうございます。今後ともご指導をお願い申し上げ、紙面にて恐縮でありますがお礼の言葉とさせていただきます。

※新年度(4月)以降における休校措置については改めてさせていただきます。

後期高齢者医療制度のお知らせです

令和2・3年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費などを推計して2年ごとに見直されます。
 長野県における令和2・3年度保険料率は、後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定することになりました。
 保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書をお送りします。

均等割額 被保険者一人当たり 40,907円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 × 8.43%	=	年間保険料額 (限度額 <u>64万円</u> ※1) 100円未満の端数切捨て ※1 令和元年度は62万円でした。
-------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---

※ 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

保険料率増加抑制のための方策

保険料収納不足や医療費増大による財政不足に備え、都道府県に「財政安定化基金」が設置されています。

令和2・3年度の保険料率改定に当たり、保険料軽減特例の段階的見直しの影響、一人当たり医療費の高い伸び、一人当たり所得の動向などから、長野県と協議し、財政安定化基金の活用(約10億円の交付)による保険料率の増加抑制を図ります。

左記の対策を講じた結果、
均等割額を904円、
所得割率を0.13ポイント
軽減することができました。

保険料の軽減

● 低所得に係る均等割額の軽減

世帯の被保険者数に乗ずる金額について、5割軽減は「28万5千円」に、2割軽減は「52万円」にそれぞれ引上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡充します。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額などを合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)	
	令和2年度	令和3年度
<u>33万円</u> ※2以下の場合	7.75割軽減 (9,204円/年)	7割軽減 (12,272円/年)
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (その他各種所得なし)の場合	7割軽減 (12,272円/年)	
<u>33万円</u> ※2 + (<u>28.5万円</u> ※3 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	5割軽減 (20,453円/年)	
<u>33万円</u> ※2 + (<u>52万円</u> ※4 × 世帯の被保険者数) 以下の場合	2割軽減 (32,725円/年)	

※2 市県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により、令和3年度から43万円になります。

※3 令和元年度は28万円でした。

※4 令和元年度は51万円でした。

● 低所得者に係る均等割額の軽減(軽減特例の段階的見直し)

令和元年度から実施されている低所得者に係る均等割軽減特例の見直しにより、世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などを合計した額が33万円以下の場合で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)に該当する場合は令和2年度から7割軽減、該当しない場合は、令和2年度は7.75割軽減、令和3年度は7割軽減が適用となります。

〈お問合せ先〉

天龍村役場 住民課健康支援係 ☎ 0260-32-1021
 または、長野県後期高齢者医療広域連合 ☎ 026-229-5320



保険料

国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック補助制度をご利用ください

今年度も生活習慣病などの早期発見、早期治療、重症化予防を目的とし、加入者の健康保持増進を図るため、人間ドック費用の一部の補助を行います。
国保加入者の方は、ぜひご利用ください！



対象者

- ・40歳以上74歳以下の天龍村国民健康保険に加入している方

補助金額

- ・人間ドック受診

阿南病院	20,000円
その他医療機関	13,000円
- ・脳ドック受診

16,000円（単独で受診）
8,000円（人間ドックオプション時）

補助を受けられる条件

- ・人間ドックなど受診後に健診結果を村へ提出した方。
- ・年度内（4月から翌年3月）に補助を受けていないこと。
（補助は年度内で、人間ドック、脳ドック1回ずつとなります）
- ・年度内に村の集団特定健診や個別特定健診を受診していない方。
- ・申請日において、天龍村国保税を滞納していない世帯に属する方。



補助の流れ

- ①個人で医療機関に予約をする。
- ②人間ドックなどを受診する。
- ③健診結果が届いたら、役場窓口にて健診結果と領収書を添えて補助金の申請手続き及び保健師による面談を行う（なるべく本人がお越しください）。
- ④後日、補助金の振込を行います。

申請に必要なもの

- ・申請書（役場窓口にあります）
- ・領収書（原本）
- ・人間ドック健診結果（コピー）
- ・振込先が分かるもの
- ・印鑑

注意事項

- ・7月以降に人間ドックを受診される方は、6月に送付予定の特定健診の受診券を持参して人間ドックを受診してください。
- ・人間ドックを受診される方は、7月に行う集団特定健診を受診する必要はありません。
- ・その他不明な点はお問い合わせください。

～お問合せ先～

住民課 健康支援係

☎32-1021





「特定健診」
とは…

1年に1度は、特定健診を受けましょう！

高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病のほとんどは自覚症状がないため、健診で早期発見しましょう。また、内臓脂肪が過剰に蓄積した状態であるメタボリックシンドロームは、生活習慣病の原因と言われており、特定健診はこのメタボリックシンドロームに着目した内容になっています。ぜひ受診しましょう！

	特 定 健 診		特定保健指導	後期高齢者健康診査	
年齢	当該年度40～74歳の方(75歳の誕生日前日まで)		特定保健指導	満75歳以上の方	
対象者	天龍村国保加入者の方 (人間ドックとの重複受診はできません)	勤務先などの医療保険加入者及びその扶養者	健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、医師・保健師などの専門家から生活習慣改善のサポートを6ヶ月間受けられます。  健診のあとは、特定保健指導を受けましょう!	後期高齢者医療保険加入者	
受診に必要なもの	①天龍村国民健康保険被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)	加入している各医療保険者にお問い合わせください。		①長野県後期高齢者医療被保険者証 ②受診券(6月中に送付予定)	
日時場所	7/13(月)午後 老人福祉センター 7/14(火)午前 老人福祉センター 7/14(火)午後 おきよめの湯			7/13(月)午後 老人福祉センター 7/14(火)午前 老人福祉センター 7/14(火)午後 おきよめの湯	
費用 (個人負担金)	2,000円			1,000円	
実施者 (お問い合わせ先)	天龍村役場住民課 ☎32-1021			天龍村役場住民課 ☎32-1021	

※人間ドックを受診予定の方は、村の集団特定健診は受診しないでください。

※75歳以上の方で定期的に病院を受診している方は、主治医とご相談ください。



がん検診など一覽表

検診項目	肺がん 	胃がん 	大腸がん 	婦人科検診 
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	子宮頸がん:20歳以上 乳がん(エコー):30歳～39歳及び 41歳～69歳の奇数歳 〃 (マンモ):40歳～70歳の偶数歳
実施日	9月28日(月) 9月29日(火)	10月27日(火) 10月28日(水)	10月26日(月) 10月27日(火) 10月28日(水)	受診希望者には、後日連絡致します
受診場所	各地区を巡回します	老人福祉センター おきよめの湯	老人福祉センター おきよめの湯	阿南病院
検査項目	問診 胸部X線撮影	問診 胃部X線撮影 (バリウム)	問診 便潜血検査 (2日法)	問診 子宮頸がん:細胞診 乳がん:超音波検査(エコー)、 マンモグラフィー
受診料 (個人負担金)	500円	1,500円	500円	子宮頸がん 1,870円 乳がん(エコー)1,930円 乳がん(マンモグラフィー)3,360円
お問い合わせ先: 天龍村役場住民課 ☎32-1021				

※詳しくは、4月下旬にお配りしました「がん検診希望調査」をご覧ください、申し込みください。

風しん抗体検査・予防接種事業について

昨年度より引続き、風しん抗体保有率の低い世代といわれる、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、抗体検査を実施します。

また、抗体検査を受けた結果、抗体保有率が低いことが判明した場合には予防接種を受けることができます。

なお、平成26年4月以降に風しん抗体検査を実施し、その結果「十分な抗体がある」ことが判明している方は、今回改めて風しんの抗体検査を行う必要はありません。

実施期間

平成31年

令和4年3月31日

対象者

(1) 受診日に天龍村に住所のある方

(2) 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの

男性

(3) クーポン券をお持ちの

方

昨年度は抗体検査・予防接種の混雑を避けるため、対象者を限定してクーポン・通知を送付しましたが、本年度は全対象者へ送付します。

また、クーポン券については、通知とともに4月下旬頃に対象者の方に郵送させていただきます。

※昨年度、未検査の方につきましても、再度クーポン券・通知を郵送します。

費用

- ・抗体検査 無料
- ・予防接種 無料

(抗体が低い方のみ)

実施医療機関

全国集合契約の委託医療機関

医療機関によっては予約制の必要のある機関、委託医療機関以外の場合がありますので、事前に医療機関へ確認をお願いします。

異動があった時はお早めに!国保への加入・脱退手続きを

3月から4月にかけては就職や退職、転入・転出など異動が多くなる時期です。

新たに国保に加入するときや、国保から他の健康保険に変わるときには届出が必要です。

国民健康保険と他の健康保険(社保など)の加入者に異動があった場合は、**自動的に資格変更の手続きが出来ません**ので、必ず本人、又は家族の方の届出が必要です。

国保に加入・脱退の手続きはお早めをお願いします。

	こんなときには届出が必要です	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険を脱退した証明書・印鑑、年金手帳
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者ではないという証明書、印鑑、年金手帳
	国保加入世帯で子供が生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印鑑
国保を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保と社保の両方の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(社保の保険証未交付の場合は加入証明書)
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑、年金手帳

★国保への加入の届出・脱退の手続きが遅れると、保険税を2重に納めることになったり医師の診療を受けるときにトラブルの原因になったりしますので、異動があった場合はお早めに手続きをお願いします。

【お問合せ先 住民課健康支援係 ☎32-1021】